

上武国道建設および道路予定地における土地改良事業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

近藤忠孝

参議院議長河野謙三殿

上武国道建設および道路予定地における土地改良事業に関する質問主意書

上武国道は国道十七号線の大規模バイパスとして埼玉県から群馬県前橋市まで四十一キロメートル、幅三十メートルとして計画されている。群馬県佐波郡東村、赤堀村、伊勢崎市などにまたがる大正用水東部土地改良区と伊勢崎市と赤堀村にまたがる伊勢崎北部土地改良区は、その通過予定地になつており、すでに国道用地として都市計画決定がなされ、道路の中心杭が打たれている。

ところが、未だに国道用地の買収の見込みがたたず、地権者にとっては営業の支障をきたし、土地改良区農民は、事業計画がたたないことから事業推進に支障をきたし、打撃をうけている。こうした国道建設のたちおくれと、それに伴う関係農民の不便と被害を早急に解決するための施策に関し、若干の質問をするものである。

一 上武国道については、昭和四五年から四六年にかけて路線発表がなされ以後建設に着手され
てはきているが、その進捗はきわめて遅々たるものである。深谷—前橋間の工事はいつまでに
完工されるのか。

二 伊勢崎市までの第一期事業、神沢川までの第二期事業および前橋市までの第三期事業、さら
には、埼玉県部分の事業は、それぞれいつまでに完工されようとしているのか。

三 群馬県佐波郡東村から佐波郡赤堀村までの用地買収はいつから開始し、いつまでに終えよう
と計画されているのか。またこの区間の幅杭についてはいつから打つ計画となつてているのか。

四 道路通過予定地をまたがつて土地改良を実施している伊勢崎市のうえはす地区の場合、道路
通過予定地幅部分の用水路や農業用道路などの仮設工事の費用は土地改良区の負担となつてい
るが、国道建設のたちおくれから生ずる当該事例のような仮設工事の費用は国が負担すべきで
あると考えるが如何か。

右質問する。